

第二回國會  
公衆浴場法

厚生省公衆保健局

裏面白紙

公衆浴場法

第一條 この法律で「公衆浴場」とは、温泉、潮湯又は温泉を他で使用して、

公衆を入浴せしむる施設をいふ。  
この法律で「浴場業」とは、都道府県知事の許可を受けて業として公衆浴場を営むことをいふ。

第二條 浴場業を営もうとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

都道府県知事は、公衆浴場の設置場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、別項の許可を与えないことができる。

第三條 浴場業を営む者（営業者）は、以下同じ）は、公衆浴場において、換気、採光、照明、保溫及び清潔その他、浴者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

前項の措置は、基準については、省令でこれを定める。

第四條 営業者は、傳染性の疾病にかかっている者（<sup>又は</sup>）他に入浴者を入浴に支障を與ふる虞のある精神病患者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、温泉等を使用する公衆浴場に療養を目的として入浴する者については、これを限りて可い。

第五條 入浴者は、公衆浴場において浴室内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第六條 都道府県知事は、必要があるとき、認めるときは、営業者その他関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、公衆浴場に立ち入り第三條第一項の規定による衛生に必要な措置の実施の状況を検査させることができる。

当該職員が、前項の規定により立ち入り検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七條 都道府県知事は、営業者が、第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定め、営業者の停止を

命することがある。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 前條の規定による命令に違反した者

第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一 第四條又は第五條第二項の規定に違反した者

二 第四條の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五條第二項の規定に違反した者

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、この法人又は人の業務に関して、第八條、第九條又は前條第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しては、各本

條の罰金又は科料を科する。

### 附則

第十一條 この法律は、昭和二十三年七月十五日からこれを施行する。

第十二條 この法律施行の際現に従前命令の規定により営業の許可を受けた者又は営業の届出をして浴場業を営んでゐる者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十三條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引続き、浴場業を営むこととみなす。

第十四條 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に都道府県知事にその届出を届け出なければならぬ。

第十五條 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二回國會

公衆浴場法

厚生省公衆保健局

裏面白紙

320

公衆浴場法

第一條 この法律で「公衆浴場」とは、温泉、潮湯又は温泉その他を使用し、

公衆を入浴させる施設をいう。

この法律で「浴場業」とは、都道府県知事の許可を受けずして公衆浴場を営むことをいう。

第二條 浴場業を営もうとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を与えないことができる。

第三條 浴場業を営む者は、営業するに当り、以下同じには、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

前項の措置は、基準に定める。第四條 営業者は、傳染性の疾病にかかっている者<sup>又は</sup>認められ入浴者を入浴に及ぼす虞のある精神病者<sup>又は</sup>認められる者<sup>又は</sup>対しては、その入浴を

拒まなければならない。但し、温泉等を使用する公衆浴場に療養を目的として入浴する者については、この限りでない。

第五條 入浴者は、公衆浴場において浴室内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第六條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、公衆浴場に立ち入り第五條第一項の規定による衛生に必要な措置の実施の状況を検査させることができる。

当該職員が、前項の規定により立ち入り検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七條 都道府県知事は、営業者が、第三條第二項の規定に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて、営業の停止を

命ずることがある。

第8條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

- 一 第二條第一項の規定に違反した者
- 二 前條の規定による命令に違反した者

第9條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを十円以下の罰金に処する。

第10條 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

- 一 第四條又は第五條第二項の規定に違反した者
- 二 第四條の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五條第二項の規定に違反した者

第11條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、この法人又は人の業務に関して、第八條、第九條又は前條第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しては、各本

條の罰金又は科料を科する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年七月十五日からこれを施行する。

第二條 この法律施行の際現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして浴場業を営んでゐる者は、第二條第一項の許可を受けなければならない。

第三條 昭和二十二年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでゐる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引続き、浴場業を営むことが出来る。

第四條 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

第五條 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。